

広島県告示第五百二十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和四年七月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

庄原市

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
令和四年九月五日	午後一時～午後四時	庄原市役所高野支所
令和四年九月六日	午前九時三〇分～午前十一時三〇分	庄原市役所比和支所
	午後一時～午後四時	庄原市口和自治振興センター
令和四年九月七日	午前九時～午後四時	庄原市役所東城支所
令和四年九月八日	午前九時～午前十一時三〇分	庄原市西城体育館
	午後一時～午後二時	庄原市小奴可自治振興センター
令和四年九月一二日	午前一〇時三〇分～午後二時三〇分	庄原市東自治振興センター
	午前一〇時三〇分～午後〇時	庄原市本村自治振興センター
令和四年九月一三日	午後一時三〇分～午後二時三〇分	庄原農業協同組合総領支店
	午前二〇時三〇分～午後〇時	庄原市北自治振興センター
	午後一時～午後二時三〇分	庄原市保健福祉センター
令和四年九月一六日	午前一〇時三〇分～午後二時三〇分	庄原市保健福祉センター

四 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実施期日	実施場所
令和四年九月五日～ 令和五年三月三十一日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会